

◎新潟県告示第688号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年5月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
児童発達支援	上越市こども発達支援センター	上越市寺町2-20-1	上越市	平成25年3月31日
放課後等デイサービス	上越市こども発達支援センター	上越市寺町2-20-1	上越市	平成25年3月31日
放課後等デイサービス	柏崎市早期療育事業子育て支援センター	柏崎市栄町18番26号	柏崎市	平成25年3月31日
児童発達支援	十日町市つくし園	十日町市川治1496-2	十日町市	平成25年3月31日
放課後等デイサービス	十日町市つくし園	十日町市川治1496-2	十日町市	平成25年3月31日